

計画作成年度	2014(平成26)年度
計画主体	広島県福山市

福山市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名	福山市経済環境局農林水産部農林水産課
所 在 地	広島県福山市東桜町3番5号
電 話 番 号	084-928-1032
F A X 番 号	084-927-7021
メ ー ル ア ド レ ス	nourin-suisan@city.fukuyama.hiroshima.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ, シカ, サル, ヌートリア, カラス, カワウ, アオサギ
計画期間	2014(平成26)年度～2016(平成28)年度
対象地域	広島県福山市全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の状況【2012(平成24)年度】

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲	8,256千円 825a
	豆類(大豆)	7千円 5a
	いも類	1,433千円 50a
	果樹(ぶどう, いちじく ほか)	1,149千円 25a
	野菜(かぼちゃ, スイカ ほか)	3,674千円 97a
	その他(たけのこ ほか)	840千円 27a
シカ	被害あり	把握していないものの実態はある
サル	いも類(さつまいも)	25千円 1a
	野菜(とうもろこし ほか)	71千円 3a
ヌートリア	水稲	156千円 16a
	野菜(れんこん ほか)	77千円 1a
カラス	野菜(白菜, だいこん ほか)	90千円 4a
	果樹(柿, いちじく)	902千円 10a
カワウ	被害あり	把握していないものの実態はある
アオサギ	被害あり	把握していないものの実態はある

(2) 被害の傾向

福山市では、耕作放棄地の増加や里山の荒廃の進行などにより、イノシシ、サルなどが人の生活圏域へ侵入し、全市域で被害が拡大している。しかし、鳥獣による農作物等被害の程度については、制度的な把握の方法が確立されておらず、本市に寄せられた被害届と、農業共済の水稲、果樹を中心とした被害状況による把握となっている。

①イノシシ (被害時期: 生育期・収穫期)

イノシシの被害は、従来、市の北部に限られていたが15年前くらいから南部でも被害が出はじめ、現在では島嶼部も含め市内全域に被害が拡大している。被害作物は、水稲、野菜をはじめとして作物全般にわたり、被害額も高止まりの状況である。被害は農作物のみならず、水田の畦畔、農道、道路法面の破壊、さらには、市街地にも多く出没しており市民生活を脅かしている。

②シカ (被害時期: 生育期・収穫期)

本市には野生のシカは生息していなかったが、2007年、数件の目撃情報が寄せられ、猟友会も生息を確認した。
北部で野菜の被害が確認されており、今後、被害の増加が予想される。

③サル (被害時期: 生育期・収穫期)

北部で2007年冬頃から集団で出没しており、野菜等の農作物被害が増加している。単独個体の出没は、東部・西部・南部地域にも拡大している。

④ヌートリア	(被害時期:生育期・収穫期)
ヌートリアは、2002年頃から目撃されるようになり、現在の生息域は市内全域に拡大している。水稻、野菜などの農作物被害のほか水田の畦畔の破壊や池の堤に巣穴を掘る等の被害が確認されており、繁殖力が強いことから農作物被害の急激な増加が予想される。	
⑤カラス	(被害時期:収穫期)
南部と西部の果樹園(柿・いちじく)で被害が発生している。	
⑥カワウ	(被害時期:周年)
被害額の把握は難しいが、水産関係者から芦田川流域におけるフナ、アユ、ハヤの被害情報が寄せられている。	
⑦アオサギ	(被害時期:生育期)
北部で、田植え直後の水稻で被害が出ている。	

(3) 被害の軽減目標

指標(被害金額)	現状値		目標値	
	【2012(平成24)年度】		【2016(平成28)年度】	
イノシシ被害	15,359千円	1,029a	7,680千円	514a
シカ被害	0千円	0a	0千円	0a
サル被害	96千円	4a	48千円	2a
ヌートリア被害	233千円	17a	116千円	8a
カラス被害	992千円	14a	496千円	7a
カワウ被害	0千円	0a	0千円	0a
アオサギ被害	0千円	0a	0千円	0a

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	市内の各猟友会長の推薦を受けた者で7つの捕獲班を編成し、銃器による捕獲を実施している。市は、捕獲班に対し出勤報償金や買上金を支給している。また、イノシシ・ヌートリアについては箱わなによる捕獲も実施している。 イノシシ捕獲用箱わなについては、5戸以上の農家で構成する協議会が購入した場合、2/3の補助をしている。	捕獲班員の高齢化により、班編成が難しくなることが予想される。
防護柵の設置等に関する取組み	イノシシ用の電気柵、トタン柵、ワイヤーメッシュ柵を5戸以上の農家で構成する協議会で設置する場合、資材費の2/3を補助している。 また、2011年度から、イノシシなどの鳥獣が近付きにくい地域づくりを推進するため、地域ぐるみで対策に取り組む自治会等を支援しており、対象経費の2/3を補助している。	農家が個々に行う対策では効果が十分でないので、大規模柵の設置を推進しているが、過疎化・高齢化や耕作放棄地の拡大により、地域でまとまって防護柵を設置することが難しくなっている地域が増加している。

(5) 今後の取組方針

<p>(個体数管理)捕獲について (国事業を活用:①)</p> <p>① 2006年から実施している箱わな設置補助事業を継続する。(2014年度は、30基を予定)</p> <p>② ヌートリアについては、国の確認を受けた「ヌートリア防除実施計画」により捕獲を徹底する。</p> <p>③ 箱わなの講習会を開催し、捕獲率を高める。</p> <p>(個体数管理)捕獲班による捕獲について</p> <p>① 隣接する捕獲班間や他の市町と連携しながら、効率的な捕獲を行う。</p> <p>(被害防除)防護について(国事業を活用)</p> <p>① 2006年から実施している大規模防護柵設置補助事業を継続する。(2014年度は、電気柵:25ヶ所、ワイヤーメッシュ柵:17ヶ所、広範囲ワイヤーメッシュ柵:4ヶ所を予定)</p> <p>(生息環境管理)</p> <p>①鳥獣被害が発生しにくい環境づくりなどの取り組みを行うために、鳥獣対策の専門家等を招いて講演会を開催し、農業者を中心とした地域の環境整備に関する啓発を行うとともに、2011年度から実施している地域ぐるみで鳥獣被害対策に取り組む自治会等を支援する有害鳥獣被害対策地域活動支援事業を継続する。</p> <p>以上のことを総合的に実施し、より効果的な対策とする。</p>
--

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1)対象鳥獣の捕獲体制

<p>イノシシ ニホンジカ サル ヌートリア カラス カワウ アオサギ</p>	<p>被害発生予察に基づき、年間捕獲計画をたてて銃器による捕獲を実施する。特に被害の多いイノシシに重点をおいた取り組みとする。</p> <p>捕獲は、市内を7地区に分けて編成している捕獲班が行う。</p>
---	--

(2)その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
2014(平成26)年度	イノシシ	地域が主体となった箱わなによる捕獲を推進する。今年度は国事業を活用して設置する。また、捕獲率を上げるために講習会を実施する。
	サル	地域が主体となった箱わなによる捕獲を推進する。
	ヌートリア	「ヌートリア防除実施計画」に基づき、捕獲班と被害農家による捕獲を推進する。
	シカ	捕獲班の銃器による捕獲を推進する。
	カラス	捕獲班の銃器による捕獲を推進する。
	カワウ	捕獲班の銃器による捕獲を推進する。
	アオサギ	捕獲班の銃器による捕獲を推進する。
2015(平成27)年度	同上	同上
2016(平成28)年度	同上	同上

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
広島県鳥獣保護事業計画及び特定鳥獣保護管理計画を踏まえ、適正な捕獲を実施していく。具体的には、被害発生予察に基づき、年間捕獲計画を策定する。 近年特にイノシシ、サル、ヌートリアの被害が増えていることから、2012年度を基準に捕獲目標数を増やす。
※2012年度捕獲実績 イノシシ:1,292頭, シカ:1頭, サル11頭, ヌートリア1頭, カラス:777羽, カワウ:8羽, アオサギ:4羽

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	2014(平成26)年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度
イノシシ	1,600	1,600	1,600
シカ	35	35	35
サル	65	65	65
ヌートリア	200	200	200
カラス	1,500	1,500	1,500
カワウ	170	170	170
アオサギ	70	70	70

捕獲等の取組内容
① イノシシ 被害場所を中心に銃器による捕獲を実施する。また、箱わなによる捕獲を推進するため、国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用しイノシシ捕獲用箱わな設置補助を継続して実施する。
② サル 捕獲班の銃器による捕獲と併せて、地域が主体となって箱わなによる捕獲を実施する。
③ ヌートリア 「ヌートリア防除実施計画」に基づき、捕獲班と被害農家による捕獲を推進する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	2014(平成26)年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度
イノシシ	電気柵 10,000m ワイヤーメッシュ柵14,000m	電気柵 10,000m ワイヤーメッシュ柵14,000m	電気柵 10,000m ワイヤーメッシュ柵14,000m

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
2014(平成26)年度	イノシシ・サル	バッファゾーン設置の推進。 自治会等が地域ぐるみで取組む鳥獣被害対策(里地里山整備, 追払い, 放置果樹の伐採等)を補助する。
2015(平成27)年度	イノシシ・サル	バッファゾーン設置の推進。 自治会等が地域ぐるみで取組む鳥獣被害対策(里地里山整備, 追払い, 放置果樹の伐採等)を補助する。
2016(平成28)年度	イノシシ・サル	バッファゾーン設置の推進。 自治会等が地域ぐるみで取組む鳥獣被害対策(里地里山整備, 追払い, 放置果樹の伐採等)を補助する。

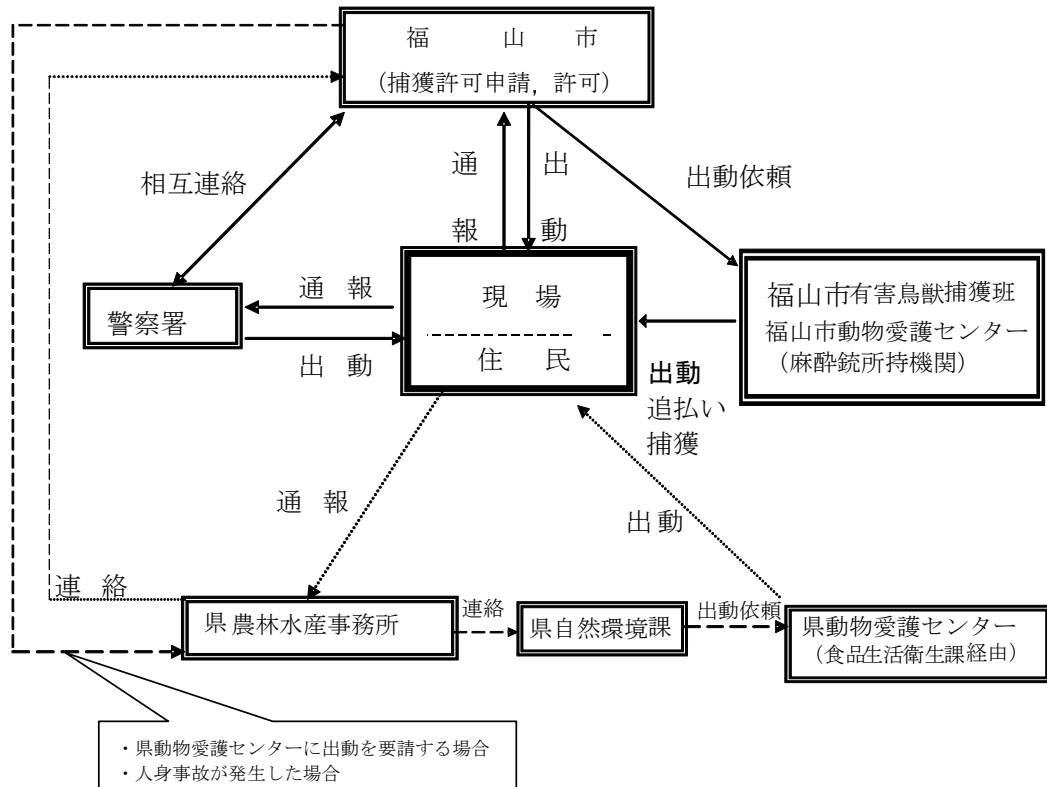
5. 対象鳥獣による住民の生命, 身体又は財産に係る被害が生じ, 又は生じる

おそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

構成機関等の名称	役割
福山市(農林水産部)	住民から通報を受けた場合は, 警察署へ連絡し, 現場へ出動し, 住民の安全確保に努める。 山野に追い払うか, 又はその場で捕獲するか等, 捕獲方法について, 関係機関と現場において協議する。 捕獲班への出動依頼が必要と判断される場合は, 出動依頼を行う。 有害鳥獣捕獲を行う場合は, 福山市長へ捕獲許可申請を行い, 許可を得る。 関係機関と協議のうえ, 麻酔銃等所持機関へ出動依頼が必要と判断される場合は, 依頼を行う。 危険猟法(麻酔銃等による捕獲)を行う場合は, 環境省中国四国地方環境事務所長から捕獲者へ許可を得る。
福山市有害鳥獣捕獲班	市から出動依頼があれば現場に出動し, 追い払い又は有害捕獲を行う。
警察署	住民から通報を受けた場合は, 福山市へ連絡し, 現場へ出動し, 住民の安全確保に努める。 不測の事態が生じて, 警職法第4条第1項の措置が必要である場合の対応を行う。
福山市動物愛護センター(麻酔銃所持機関)	市から出動依頼があれば現場に出動し, 麻酔銃等を使用し捕獲する。
広島県東部農林水産事務所(農村振興課)	住民から通報を受けた場合は, 福山市へ連絡する。

(2) 緊急時の連絡体制



6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	福山市有害鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
猟友会関係者(捕獲班長7名)	被害情報の収集及び調査, 事業の推進
農業関係(JA福山市)	被害情報の収集及び調査, 事業の推進
漁業関係(2団体)	被害情報の収集及び調査, 事業の推進
林業関係(広島県東部森林組合)	被害情報の収集及び調査, 事業の推進
広島県東部農林水産事務所 (農村振興課)	鳥獣被害対策のアドバイス
福山市(農林水産部)	会長: 農林水産部長, 事務局: 農林水産課

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
広島県農林水産局農業技術課	情報提供等
広島県東部農業技術指導所	鳥獣被害対策のアドバイス
広島県東部農林水産事務所林務課	情報提供等
尾道市, 府中市	有害鳥獣の情報交換及び連携

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

2011年度に鳥獣被害対策実施隊を設置し, 8名の市職員を隊員に指名している。捕獲班と協議しながら, 市内全域の効果的な対応が図れるよう, 連絡調整や被害調査活動を行っている。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲等をした者が、生態系に影響しないような適切な方法で埋設処分等を行う。

8. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

該当なし